



都内全公立学校のいじめ防止対策をより実効的なものにするために

「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」

を策定しました

教員一人一人の対応力を高めるために

ダイジェスト版を 巻頭に掲載

いじめ防止において必ず取り組む項目を18にまとめ、イラストで分かりやすく表しています。

具体的な取組内容をすぐに確認できるよう、参照ページを示しています。

いじめ防止において必ず取り組む18の項目

① 定義に基づく確実ないじめの認知
② 対応方針・役割分担の協議
③ 3年以上の研修の実施
④ 学校いじめ対策委員会についての理解
⑤ 基本方針の理解
⑥ 学校いじめ対策委員会への報告
⑦ 重大事象の定義・対応
⑧ 情報共有シートの活用
⑨ 学校評価の活用

⑩ 保護者への説明
⑪ 関係機関との連携
⑫ 地域・関係機関との連携
⑬ 情報収集
⑭ 学年主任への報告等
⑮ 定例会議の設定
⑯ 情報の共有等

⑰ 保護者や地域・関係機関等との連携
⑱ 全体調整・管理側との連携
⑲ 地域・関係機関への説明等

⑳ 学年主任の指導・助言
㉑ 知事児童・生徒への指導等
㉒ 全ての教員が「指導者意識」をもって対応
㉓ 学年主任への報告等
㉔ 記録の保管・引継ぎ
㉕ 被害児童・生徒の心のケア等
㉖ 実践例

⑳ 3年以上の研修の実施
㉗ 学校いじめ対策委員会についての理解
㉘ 基本方針の理解
㉙ 学校いじめ対策委員会への報告
㉚ 重大事象の定義・対応
㉛ 情報共有シートの活用
㉜ 学校評価の活用

⑳ 3年以上の研修の実施
㉗ 学校いじめ対策委員会についての理解
㉘ 基本方針の理解
㉙ 学校いじめ対策委員会への報告
㉚ 重大事象の定義・対応
㉛ 情報共有シートの活用
㉜ 学校評価の活用

学校、家庭、地域が一体となって取り組むために

いじめについて学校と共に考える 保護者プログラム

いじめ問題解決のための 地域プログラムを新たに開発

第2章 保護者プログラム	
第2章 地域プログラム	
ねらい	共に手を取り合おう いじめを生まない環境づくり
活用場面	学校運営協議会、通学児童地区公開講座等
取組の内容	<p>1 1 プログラムの目的を説明する。</p> <p>2 いじめの定義や現状について確認する。 (1) 長期的な視点からいじめを捉え、互いの意見を交換してもらう。</p> <p>(2) 「いじめにあたるのは、どれか」、そのように考えた場合について考え、互いの意見を交換してもらう。</p> <p>(3) 「いじめ防止対策基本法」に基づく「いじめ」の定義を確認する。</p> <p>(4) 事例について、法に即する「いじめ」の定義に基づき、いじめかどうかを判断してもらう。</p> <p>(5) 東京都におけるいじめの状況について確認する。</p>

保護者会や、教員と地域住民等の協議会で活用できる演習形式のプログラムです。

例えば、いじめられた子供といじめを行った子供の保護者双方の立場から対応の在り方を考えたり、いじめを生まない環境づくりのための地域の役割について話し合ったりします。